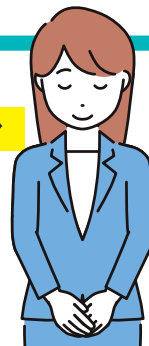


従業員の受動喫煙 防止対策の取組を お願いします！

- 秋田県受動喫煙防止条例により、親族及び家事使用人以外の従業員のいる既存の小規模な飲食店等においては、令和10年4月以降、喫煙可能室を設置することはできません。
- 喫煙可能室の廃止に向けて対応を進めていただきますようお願いいたします。
- 疑問点や不安点などございましたら、専用ダイヤルまでご相談ください。

親族及び家事使用人以外の従業員を雇用している場合、
次のいずれかの対応をお願いします。



① 店舗内を全面禁煙とする

- ・ステッカーやポスター等を無料で配布しておりますので、店舗内における周知等にご活用ください。
- ・店舗内禁煙の対応を行っていただいた受動喫煙防止対策に取り組む飲食店として、ウェブサイト等でご紹介させていただきます。



「○喫煙が可能」

「× 飲食等不可」

「施設の一部に設置可」

② 飲食できない喫煙専用室を設置する

- ・喫煙専用室の設置にあたっては、次の3つの技術的基準をすべて満たす必要があります。
 - ① 出入口において室外から室内に流入する空気の気流が0.2m毎秒以上であること
 - ② たばこの煙（蒸気を含む。以下同じ。）が室内から室外に流出しないよう、壁、天井等によって区画されていること
 - ③ たばこの煙が屋外に排気されていること
- ・喫煙専用室の設置に活用できる補助金制度等をご紹介しますので、専用ダイヤルまでご相談ください。

ご確認ください！

喫煙可能室の設置にあたっては、次の条件をすべて満たしている必要があります。

自己都合による店舗移転や資本金等の増大などにより、条件を満たさなくなった場合は喫煙可能室を設置できません。上記①または②の対応を行い、喫煙可能室廃止届出書を管轄の保健所へご提出ください。

【既存特定飲食提供施設該当条件】

- ・令和2年4月1日時点で、設備を設けて客に飲食をさせる営業が行われていること
- ・個人経営か、中小企業で資本金または出資の総額が5,000万円以下であること
- ・客席面積が100㎡以下であること

疑問や心配なことなどがありましたら下記ダイヤルまでご相談ください

秋田県健康づくり推進課

受動喫煙防止相談専用ダイヤル

018-860-1429

事業所や飲食店等の
受動喫煙防止対策を
ご紹介しています！

秋田健

検索

